



長野県報

8月16日(木)
平成24年
(2012年)
第2395号

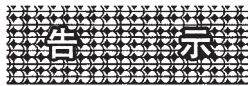
目次

告示

技術専門校の平成25年度の訓練定員(人材育成課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	4
交通安全活動推進センターに関する規則に基づく指定を受けた者の住所及び事務所の所在地の変更の届出(交通企画課)	4
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(10件)(県民協働・NPO課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(経営支援課)	7
技術専門校の平成25年度の訓練生の募集(人材育成課)	8
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(4件)(都市計画課)	11
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	11
一般競争入札(住宅課)	12
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許課)	13
一般競争入札(特別支援教育課)	15



長野県告示第586号

技術専門校の平成25年度の訓練定員を次のように定めました。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

技術専門校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県長野技術専門校	機械加工科	20人	人
	電気工事科	20	
	製版科	15	
	木造建築科	20	
長野県松本技術専門校	電気工事科	20	
	自動車整備科	50	
	木造建築科	40	
	冷凍空調設備科	40	
長野県岡谷技術専門校	コンピュータ制御科	10	
	機械制御科		10
	電子制御科		10
長野県飯田技術専門校	自動車整備科	40	
	木造建築科	20	
長野県伊那技術専門校	メカトロニクス科	40	
	システム設計科	20	
	機械科		20
長野県佐久技術専門校	機械加工科	20	
	機械CAD加工科		20
長野県上松技術専門校	木工科	40	

人材育成課

長野県告示第587号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢856の1、958の23
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第588号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字小野字駒沢5985の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第589号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻1092の13
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第590号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻1567の62、1567の68、1567の69（次の図に示す部分に限る。）、1567の78
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第591号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
平成24年8月1日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第592号

茅野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間
平成24年7月20日から平成25年3月1日まで
- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
ハツ手(1)、ハツ手(2)、ハツ手(3)、ハツ手(4)、ハツ手(5)、ハツ手(6)、ハツ手(7)、ハツ手(8)、ハツ手(9)、下手良(1)、下手良(2)、下手良(3)、下手良(4)、野口(1)、野口(2)、野口(3)、野口(4)、野口(5)、野口(6)、野口(7)、野口(8)、野口(9)、野口(10)、野口(11)、野口(12)、野口(13)、野口(14)、野口(15)、野口(16)、中坪(1)、中坪(2)、中坪(3)、中坪(4)、中坪(5)、中坪(6)、中坪(7)、中坪(8)、中坪(9)、中坪(10)、中坪(11)、中坪(12)、中坪(13)、中坪(14)、中坪(15)、中坪(16)、中坪(17)、中坪(18)、中坪(19)、笠原(1)、笠原(2)、笠原(3)、笠原(4)、笠原(5)、笠原(6)、笠原(7)、笠原(8)、笠原(9)、芦沢(1)、芦沢(2)、芦沢(3)、南割(1)、南割(2)、南割(3)、上大島(1)、上大島(2)、上大島(3)、上原(1)、上原(2)、末広、中県(1)、中県(2)、中県(3)、中県(4)、下県、上川手(1)、上川手(2)、上川手(3)、上川手(4)、下川手(1)、下川手(2)、下川手(3)、日影(1)、日影(2)、日影(3)、日影(4)、日影(5)、中央(1)、中央(2)、中央(3)、中央(4)、中央(5)、中央(6)、中央(7)、上牧(1)、上牧(2)、上牧(3)、上牧(4)、野底(1)、野底(2)、野底(3)、福島(1)、福島(2)、福島(3)、福島(4)、福島(5)及び福島(6)
- 2 指定の区域
伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。〕

砂防課

長野県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

ハツ手(1)、ハツ手(4)、ハツ手(5)、下手良(2)、下手良(3)、下手良(4)、野口(1)、野口(2)、野口(4)、野口(5)、野口(6)、野口(7)、野口(8)、野口(9)、野口(10)、野口(11)、野口(13)、中坪(1)、中坪(2)、中坪(3)、中坪(4)、中坪(6)、中坪(7)、中坪(8)、中坪(9)、中坪(10)、中坪(11)、中坪(12)、中坪(13)、中坪(14)、中坪(15)、中坪(16)、中坪(17)、中坪(18)、中坪(19)、笠原(1)、笠原(2)、笠原(3)、笠原(4)、笠原(5)、笠原(6)、笠原(7)、笠原(8)、芦沢(1)、芦沢(2)、芦沢(3)、南割(1)、南割(2)、南割(3)、上大島(1)、上大島(2)、上大島(3)、上原(2)、末広、中県(1)、中県(2)、中県(3)、中県(4)、下県、上川手(1)、上川手(2)、上川手(3)、上川手(4)、下川手(2)、下川手(3)、日影(1)、日影(2)、日影(3)、日影(4)、日影(5)、中央(1)、中央(2)、中央(3)、中央(4)、中央(5)、中央(6)、中央(7)、上牧(1)、上牧(2)、上牧(3)、上牧(4)、野底(1)、野底(2)、野底(3)、福島(1)、福島(2)、福島(3)、福島(4)、福島(5)及び福島(6)

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第595号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

上村沢1、竹ノ内沢、中部沢、ハツ手川、瀬沢川、田の入、田の入右溪、大和沢、大蟹沢、棚沢川2、棚沢川1、棚沢川右溪1、中組沢、上村沢2、六反田川1、六反田川2、六反田川右溪、米垣外沢、境沢1、鐘突き沢、境沢2、土王田川、馬場沢、笠原沢、芦沢沢3、芦沢沢2及び芦沢沢1

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第596号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年8月16日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

上村沢1、中部沢、ハツ手川、瀬沢川、田の入、田の入右溪、大蟹沢、棚沢川2、棚沢川右溪1、中組沢、上村沢2、六反田川1、六反田川2、六反田川右溪、米垣外沢、鐘突き沢、境沢2、土王田川、馬場沢、笠原沢、芦沢沢3、芦沢沢2及び芦沢沢1

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県公安委員会告示第46号

交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、長野県交通安全活動推進センターとして指定を受けた者から、次のとおり住所及び事務所の所在地の変更の届出がありました。

平成24年8月16日

長野県公安委員会委員長 檜山 宏

1 変更事項

(1) 住所

変更後 長野市川中島町原704番地2
北信運転免許センター内

変更前 長野市川中島町原704番地2
東北信運転免許センター内

(2) 事務所の所在地

変更後 長野市川中島町原704番地2
北信運転免許センター内

変更前 長野市川中島町原704番地2
東北信運転免許センター内

2 届出年月日

平成24年7月24日

交通企画課

選告示第24号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

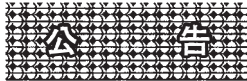
平成24年8月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

第18条中「、法」を「、法第33条の2第8項、法」に改める。
様式第71号中「) 殿」を「) 様」に、
「 年 月 日執行の(何)選挙における選挙会において
貴殿が当選人に定まったから、通知します。」
を

「年 月 日執行の(何)選挙における選挙会において
あなた(次の者)が当選人に定まったから、通知します。
(住所) (氏 名) 」
に改める。
様式第72号中「住所 氏 名」を
「住所 氏 名 (候補者届出政党の名称)」に
改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 8月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人TAKUMI
- 3 代表者の氏名
飯島 尚高
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市長土呂587番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者が地域の中で自律した生活を送るための、きめ細かで柔軟な相談支援体制を地域の中に整えられるように、ケアプランの作成から人材の育成、事業所のコンサルテーション、地域の啓蒙活動及び福祉行政への提言等を行うことによって、障害児者の地域福祉のさらなる充実に寄与する事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 8月 1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野情報通信研究所
- 3 代表者の氏名

- 唐澤 俊二郎
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字栗田1011番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を中心に自治体、大学等による情報通信ネットワークの構築と、それを用いた社会教育等の推進活動に関する支援事業を行い、高度情報通信ネットワーク社会の形成促進及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 8月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人山壮迪子盛
- 3 代表者の氏名
平木 順
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡信濃町大字大井2742番地467
- 5 定款に記載された目的

この団体は、すべての生き物に対し健全な未来を残したいとの願いの元で、趣旨が同じ個人及び団体と協力し、市民及びそれを取り巻く環境を対象にして、自然体験活動等の教育啓発活動、障害を持つ市民への支援と協力、これらに利用する環境の整備、森林里山などの自然環境の整備、これらの専門的な指導者の育成を行うと共に、これらに関する情報の提供、調査研究、プログラムの開発、政策提言の事業を行い、精神的に豊かな生活を送り、自然と人間が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 8月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キャンプウェル
- 3 代表者の氏名
中島 豊